

議案第 1 1 0 号

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例（平成 2 8 年新座市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
（清算金の分割徴収又は分割交付） 第 2 6 条 [略]			（清算金の分割徴収又は分割交付） 第 2 6 条 [略]		
<u>2 前項の規定にかかわらず、清算金を納付すべき者の資力が乏しいためその清算金を同項に規定する区分により納付することが困難であると施行者が認めるときは、これを分割徴収する期限は次の区分によることができる。</u>					
清算金の総額	期限	回数			
5 0 , 0 0 0 円以上 1 0 0 , 0 0 0 円未満	6 か月以 内	2			
1 0 0 , 0 0 0 円以上 1 5 0 , 0 0 0 円未満	1 年以内	3			
1 5 0 , 0 0 0 円以上 2 0 0 , 0 0 0 円未満	1 年 6 か 月以内	4			
2 0 0 , 0 0 0 円以上 2 5 0 , 0 0 0 円未満	2 年以内	5			
2 5 0 , 0 0 0 円以上 3 0 0 , 0 0 0 円未満	2 年 6 か 月以内	6			
3 0 0 , 0 0 0 円以上 3 5 0 , 0 0 0 円未満	3 年以内	7			
3 5 0 , 0 0 0 円以上 4 0 0 , 0 0 0 円未満	3 年 6 か 月以内	8			
4 0 0 , 0 0 0 円以上 4 5 0 , 0 0 0 円未満	4 年以内	9			
4 5 0 , 0 0 0 円以上 5 0 0 , 0 0 0 円未満	4 年 6 か 月以内	1 0			
5 0 0 , 0 0 0 円以上 5 5 0 , 0 0 0 円未満	5 年以内	1 1			
5 5 0 , 0 0 0 円以上 6 0 0 , 0 0 0 円未満	5 年 6 か 月以内	1 2			
6 0 0 , 0 0 0 円以上	6 年以内	1 3			

650,000円未満		
650,000円以上 700,000円未満	6年6か 月以内	14
700,000円以上 750,000円未満	7年以内	15
750,000円以上 800,000円未満	7年6か 月以内	16
800,000円以上 850,000円未満	8年以内	17
850,000円以上 900,000円未満	8年6か 月以内	18
900,000円以上 950,000円未満	9年以内	19
950,000円以上 1,000,000円 未満	9年6か 月以内	20
1,000,000円 以上	10年以 内	21

3. 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

(1)・(2) [略]

4. 第1項又は第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の属する月から起算してそれぞれ6月目を経過した日とする。

5. 第1項又は第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額から第2回以降の納付額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第2回以降の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額から100円未満の端数を控除して得た額にその回の利子を加えて得た額とする。

6. 第1項又は第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、施行者は、毎回の徴収額又は交付額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金の納付をする者又は交付を受ける者に通知する。

7. [略]

8. [略]

9. [略]

10. [略]

2. 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

(1)・(2) [略]

3. 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の属する月から起算してそれぞれ6月目を経過した日とする。

4. 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額から第2回以降の納付額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第2回以降の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額から100円未満の端数を控除して得た額にその回の利子を加えて得た額とする。

5. 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、施行者は、毎回の徴収額又は交付額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金の納付をする者又は交付を受ける者に通知する。

6. [略]

7. [略]

8. [略]

9. [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月29日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

清算金を分割徴収する期限の特例を定めたいので、この案を提出するものである。